

■ Legal Update ■

ミャンマー政府、改正連邦租税法公布

法務法人地平ミャンマーチーム

ミャンマー政府は、2014年3月28日に、改正連邦租税法(Union Tax and Duty Law)を公布しました。主要内容は、以下のとおりです。

1. 商業税

(1) 財貨販売時に賦課される商業税率の変更

改正連邦租税法に従い、ミャンマーチーク材の場合は50%から25%へ、加工されたルビ等のその他宝石類の場合は30%から15%へ商業税率が引き下がりました(同法第11条第b項)。そのほかにも、2012-2013の会計年度と比較し、商業税適用項目及び税率が一部変動されているので、生産及び輸入する財貨が商業税の適用対象であるか、そして、その税率などを確認する必要があります。

(2) サービス提供による商業税賦課方式の変更

サービス提供による商業税と関連し、2012-2013の会計年度の場合、商業税法及び財務省Notification 117/2012で定めているサービスに対してのみ、売り出し、又は、受領額の5%が商業税として賦課されていました。しかし、改正連邦租税法は、列挙主義方式従って同法で定めた賃貸業、保険業など26個のサービスに対してのみ商業税を免除し、その他のサービスに対しては、売り出し、又は、受領額の5%の商業税が賦課されることを定めています(同法第11条第f項)。

2. 個人所得税法

(1) 税率

ミャンマーの場合、所得税率は関連税法においては定められておらず、法の授權による別途の下位規定を設けて公布しますが、ほとんど財務省Notificationにおいて所得税率を規定してきました。これによって、2012-2013会計年度の場合には、財務省Notification第107/2012号によって、毎年の所得が1,440,000チャット(120,000チャット/月)以上であるミャンマー人及び居住外国人に対し、1~20%の累進税率を適用しました。しかし、上述しましたように、改正連邦租税法は、商業税が免除される業種を賃貸業、保険業などの26個に限定し、他のサービスに対しては一律して売り出し、又は、受領額の5%の商業税が賦課されます(同法第11条第1項)。従って、以後、明示的な免除業種以外には、原則的に商業税納付義務があるという点に注意する必要があります。

	課税標準(控除後)		税率
	From (Kyats)	To (Kyats)	
1	1	2,000,000	0 %
2	2,000,001	5,000,000	5 %
3	5,000,001	10,000,000	10 %
4	10,000,001	20,000,000	15 %
5	20,000,001	30,000,000	20 %
6	30,000,001 以上		25 %

(2) 控除額

連邦租税法改正に伴い、財務省Notification第110/2012号において規定されていた控除類型及び控除額をも法で規定しました(同法第33条, 第34条)。同法上、基本控除率は、上記のNotificationと同一ですが

、配偶者及び子女控除額は増加しました。

控除類型	変更前控除額(Kyats)	変更後控除額(Kyats)
基本控除	各所得類型当たり、20% 但し、合計控除額は、10,000,000チャットを超過しない。	
配偶者控除	300,000	500,000
子女控除	1人 当たり、200,000	1人 当たり、300,000

(3) 未申告所得の申告義務賦課

改正連邦租税法は、個人の未申告所得(unassessed income)が摘発される場合、次のように、区間ごとに所得税を課税する規定を新設しました(同法第26条)。このような改正は、実質課税の原則のもと、未申告所得を積極的に申告せしめようとするミャンマー政府の課税政策が反映されたものであると思われます。

	所得(Kyats)		税率
1	1	500,00,000	3 %
2	500,00,001	1500,00,000	10%
3	1500,00,001	3000,00,000	20%
4	3000,00,001 以上		30%